

令和 7 年 9 月 25 日

課 名 健康福祉局食品生活衛生課

担当者 食品衛生担当監 湯藤

内 線 3102

災害時における動物救護活動等に関する協定の締結について

1 要旨・目的

災害時における動物救護活動等の強化を図るため、災害時動物救護活動に係る専門家団体（一般社団法人全日本動物専門教育協会・特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会）と「災害時における動物救護活動等に関する協定」を締結する。

2 現状・背景

- 災害発生時において、ペットを飼養している県民に避難を断念させないため、避難所等におけるペット同行避難の受入れ態勢の整備を促進する必要がある。
- 広島県動物愛護推進員の中に、ペット災害危機管理士会の関係者がいることから、災害時の動物救護活動支援や平時における飼い主への啓発活動について、協力したい旨の申し出があった。

※ ペット災害危機管理士：災害時動物救護に係る専門資格であり、平時の啓発活動や災害時の避難所支援等で活躍している。全国でこれまでに延べ 12,800 名が資格を取得しており、現在、県内在住の有資格者は 122 名である。

3 協定の概要

(1) 協定名

災害時における動物救護活動等に関する協定

(2) 締結の相手方

一般社団法人全日本動物専門教育協会

特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会

(3) 連携事項

- 被災動物の救護活動に要する物資の調達に関する事
- 被災動物の救護活動に関する情報の収集及びその提供に関する事
- 被災動物の救護活動に充当する寄付金の募集に関する事
- 平時における飼い主等への啓発活動に関する事
- その他被災動物の救護活動に必要な事項に関する事

(4) 協定締結の実績

県：災害時の動物救護に関しての協定締結については、公益社団法人広島県獣医師会（主に負傷動物の救護や被災動物の一時預かり等について締結）、イオンペット株式会社（主に災害時の物資支援等について締結）に次いで 3 例目。なお、災害時動物救護に特化した専門家団体との協定は初となる。

相手方：2 自治体 1 団体（山武市（千葉県）、延岡市（宮崎県）、公益社団法人大阪府獣医師会）と協定を締結済。なお、都道府県との協定は初となる。

(5) 協定締結

日 時：令和 7 年 10 月 23 日（木）11：00～

場 所：広島県庁北館 第 2 会議室

締結者：広島県知事 湯崎英彦（代理：広島県健康福祉局長 北原 加奈子）

一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長 大野 公嗣（おおの こうじ）

特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会 理事長 鈴木 清隆（すずき きよたか）

4 その他（法人概要）

一般社団法人全日本動物専門教育協会	
理事長	大野 公嗣
本社所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目 10 番 5 号銀座オオイビル 5F
設立	平成 14 年 9 月
会員数	個人会員 30,815 人、加盟校・法人会員 64 キャンパス、賛助会員・取扱事業者会員 2,129 社（令和 7 年 8 月末時点）
事業内容	動物専門学校へのシラバス・カリキュラムの策定・提供、公認永久ライセンスの発行、ペット関連講座の認定資格発行、アニマルスペシャリストの育成
主な発行ライセンス	家庭犬訓練士、トリマー、動物臨床助士、動物介在福祉士、ハンドラー、ペット災害危機管理士 等
特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会	
理事長	鈴木 清隆
本社所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目 10 番 5 号銀座オオイビル 5F
設立	令和 3 年 12 月
事業内容	・ ペット防災の三本柱である「自助」、「共助」、「公助」を促進 ・ 平時におけるペット防災に関する啓発 ・ 災害時におけるペットとの同行避難、避難所運営における行政の負担軽減 等